

県本部各部課長
県下各警察署長殿

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年
宮本規第795号					
宮本情第291号					
平成22年3月25日					
宮城県警察本部長					

宮城県警察自動車保管場所管理システム運用要綱の一部改正について（通達）
自動車保管場所証明等事務の取扱いについては、「宮城県警察自動車保管場所管理システム運用要綱の制定について（通達）」（平成19年1月22日付け宮本規第169号ほか）により運用してきたところであるが、平成22年度宮城県警察組織機構改編に伴い、宮城県警察自動車保管場所管理システム運用要綱の一部を改正し、平成22年4月1日から施行することとしたので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

宮城県警察自動車保管場所管理システム運用要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察自動車保管場所管理システム（以下「保管場所管理システム」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 基本構成

保管場所管理システムは、総務部情報管理課に設置する電子計算機、交通部交通規制課並びに県下警察署の交通課及び交通第一課に設置する端末装置及び標章印字機からなる。

3 運用所属

保管場所管理システムの運用所属は、総務部情報管理課、交通部交通規制課及び県下警察署とする。

4 運用管理体制

(1) 総括運用責任者

警察本部に保管場所管理システム総括運用責任者を置き、交通部長をもって充てる。総括運用責任者は、保管場所管理システムの運用に関する事務を総括する。

(2) 運用責任者

警察本部に保管場所管理システム運用責任者を置き、交通部交通規制課長をもって充てる。運用責任者は、保管場所管理システムの運用に関する事務を行う。

(3) 運用管理者

警察署に保管場所管理システム運用管理者を置き、警察署長をもって充てる。運用管理者は、警察署における保管場所管理システムの運用に関する事務を行う。

(4) システム管理者

警察本部に保管場所管理システム管理者を置き、総務部情報管理課長をもって充てる。システム管理者は、保管場所管理システムの維持管理に関する事務を行う。

5 運用時間

保管場所管理システムの運用時間は、保守等のため運用を停止する必要がある場合を除き、原則として24時間運用とする。

6 対象業務等

保管場所管理システムの対象となる業務、その事務の内容等は、次のとおりとする。

(1) 対象業務

ア 登録自動車の保管場所証明

イ 軽自動車の保管場所届出受理並びに登録自動車及び軽自動車の保管場所変更

届出受理

- ウ 運送事業用車両でなくなったときの届出受理
- エ 保管場所標章の交付（再交付を含む。）

(2) 対象業務の事務の内容

- ア 申請内容の審査
- イ 申請内容の不備に対する指導
- ウ 使用の本拠の位置と保管場所の位置との距離の判定
- エ 現場調査結果に基づく保管場所証明の可否の判断
- オ 保管場所証明の決裁
- カ 標章の交付
- キ 標章の再交付
- ク 届出データの認可
- ケ 紙申請の申請データの登録
- コ 当該警察署の申請処理
- サ 警察署ごとの申請処理状況の確認
- シ 警察署ごとの統計管理
- ス 各種原本管理

(3) 主な機能

- ア 警察本部
 - (ア) 保管場所証明申請手数料額計算・保存機能
 - (イ) 車台番号受領処理機能
 - (ウ) 署別統計、処理状況及び履歴機能
 - (エ) 警察庁ホストコンピュータとのデータ交換機能
 - (オ) データベース機能
 - (カ) 警察署端末装置へのW e b 配信機能
 - (キ) システム稼働状況の監視機能
 - (ク) 使用者管理機能
- イ 警察署
 - (ア) 申請内容の審査
 - (イ) 申請内容の不備に対する指導
 - (ウ) 保管場所・駐車場の管理
 - (エ) 現場調査結果に基づく保管場所証明の可否の判断
 - (オ) 保管場所証明の決裁
 - (カ) 標章交付の印字
 - (キ) 標章の再交付
 - (ク) 届出データの認可
 - (ケ) 紙申請の申請データの登録
 - (コ) 当該警察署の申請処理状況の確認

7 アクセス権の付与

保管場所管理システムにアクセスするための権限については、「宮城県警察情報管理システム運用要領の改正について（通達）」（平成21年9月30日付け宮本情第830号）の規定に基づき、運用管理者からの申請によりシステム総括責任者が付与する。

8 情報セキュリティ対策

保管場所管理システムの運用に係る情報セキュリティ対策については、宮城県警察情報セキュリティに関する訓令（平成16年宮城県警察本部訓令第16号）及び「宮城県警察情報セキュリティ対策基準の改正について（通達）」（平成20年10月30日付け宮本情第796号）に定めるところによる。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、保管場所管理システムの運用について必要な細部事項は、交通部長が別に定める。